

令和元年度三重県スペイン経済交流ミッション派遣事業業務委託 仕様書

1 事業の目的

スペイン企業の県内進出を契機に、同国バスク州との間で産業連携に関する覚書を締結するなど、三重県とスペインの経済交流の機運が高まっていることから、ミッション団を同国に派遣する。その際に、現地での関係機関・企業への訪問等を円滑に行うために必要な行程管理や通訳及び専用車等の手配を委託することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名 令和元年度三重県スペイン経済交流ミッション
派遣事業業務委託

(2) 委託期間 契約日から令和元年12月20日(金)までとする。

(3) ミッション行程 別紙行程案のとおり

(4) 業務の内容

令和元年度三重県スペイン経済交流ミッション派遣事業が円滑に遂行できるよう、次のアからコの業務を実施すること。

ア ミッション団派遣の企画・運営・管理

- ① 行程においては、治安や衛生などに配慮し、参加者の安全が確保されること。
- ② ミッション団参加者(行政団20名、経済団10名程度を予定)の行程管理を適切かつ円滑に行うこと。
(行政団は県職員等、経済団は県内企業関係者等で構成し、それぞれの行程は別紙行程案のとおり。)
- ③ 実施にあたっては、スペイン国内において、行程の管理を行う者(現地旅行会社等)による支援体制が講じられること。
- ④ 現地の正確な情報を入手して行程の企画・運営・管理を行うこと。

イ 航空券の手配

下記の行程で、フライト案を提案すること。航空券代に加え、空港施設利用料、燃油サーチャージ、発券手数料等航空券に係る経費を含めること。

(※行程、便、人数は変更する場合がある。)

- ① 行政団(別紙行程A) Cクラス1名分、Yクラス1名分

[往路] 令和元年11月5日(火)

午前：中部国際空港発 → 夕方～夜：マドリード空港着

[現地移動] 令和元年 11 月 6 日 (水)

15 時以降：マドリード空港発 → サン・セバスティアン空港着

[復路] 令和元年 11 月 9 日 (土)

ビルバオ空港発 → 翌 10 日 (日) 午前 9:30 までに：中部国際空港着

※ 備考：上記 2 名以外に、職員 4 名が渡航する予定であるが、航空券は三重県が別途手配するため、当該航空券の手配及び経費は委託業務の対象外とする。

ウ 宿泊ホテルの手配

別紙行程表に応じ、職員のホテル（シングルルーム、朝食付き）を手配し、その経費を見積もること。

なお、ホテルは安全性と経済性を十分考慮したうえで、交通至便な三つ星クラス以上（五つ星を最高とする）の同一ホテル内に手配することとし、ホテル名を明記すること。

(※宿泊日、場所、室数は変更する場合がある。)

① 行政団（別紙行程 A・B）4 名分

- ・令和元年 11 月 5 日 (火) から 1 泊（マドリード） 4 室
- ・令和元年 11 月 6 日 (水) から 2 泊（サン・セバスティアン） 4 室
- ・令和元年 11 月 8 日 (金) から 1 泊（ビルバオ） 4 室

※ 上記日程のうち各日 1 室については、行政団トップとしてふさわしい部屋を手配すること。

② 経済団（別紙行程 C）2 名分

- ・令和元年 11 月 6 日 (火) から 3 泊（ビルバオ） 2 室

※ キャンセル規定について：

三重県と現地訪問先との今後の調整状況により、宿泊ホテルの変更を求める可能性があるが、その場合は変更契約の対象となるため、キャンセル規定を明記すること。また、新たな宿泊先は三重県と十分協議した上で決定すること。

[記載例]

「○日前まで：無料、○日前から○日前まで：手配額の△△%」等

エ 食事の手配

行政団及び経済団の行程の中で必要となる昼食、夕食の必要人数分の食事の手配をすること。昼食、夕食場所の選定及び内容は三重県と十分に協議すること。

食事に係る行政団及び経済団の費用については、原則、帰国後、受託者が各参加者に請求し徴収すること。

オ 添乗員等の手配

参加者の行程管理及び安全確保のため、添乗員を行政団の行程Aに同行させること。日本からの同行は任意とするが、スペイン国内のみの同行とする場合は、マドリード空港での出迎えから、ビルバオ空港での見送りまで対応すること。添乗員は、日本語のほか英語またはスペイン語での対応が可能な者とする。見積りには、交通費（行政団の専用車に同乗する部分を除く）や宿泊費、食費等、必要な諸経費を含めること。

なお、フライト遅延等のトラブルが生じた場合、トラブルの処理に対応可能な体制を確保すること。その体制については、添乗員の対応でなくとも可とするが、添乗員の対応でない場合は、対応可能な体制について詳細を明記すること。

カ 現地通訳の手配

下記の期間中、行政団の各訪問先において逐次通訳が可能な通訳を1名手配すること。産業、食、文化、観光等の分野に精通しており、かつ、政府関係機関等を表敬訪問するため、同種同等の業務で通訳実績のある高度な通訳能力がある者とする。面談時間が夜間となった場合も対応可能とすること。また、交通費（行政団の専用車に同乗する部分を除く）や宿泊費、食費等、必要な諸経費を見積りに含めること。

[通訳者]

- ① 令和元年11月6日（水）日本語スペイン語通訳（想定時間8時間）
- ② 令和元年11月7日（木）日本語スペイン語通訳（想定時間13時間）
- ③ 令和元年11月8日（金）日本語スペイン語通訳（想定時間13時間）

キ 専用車両の手配

行政団の各訪問先での移動のため、別紙行政団行程表に係る下記の期間について、専用車1台を手配すること。また、有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を見積もりに含めること。

専用車は、20名程度が乗車できる車両で、スーツケース等の荷物が収納でき、車内に雨傘を人数分備え付けること。移動時間が夜間や深夜となった場合も対応可能とすること。

また、訪問先との連絡調整や訪問者（市町長・職員等）の途中離団・途中合流等に柔軟に対応し、円滑な移動が行えるよう、日本語が分かる現地ガイドを帯同させることとする。ただし、空港・宿泊先間の各送迎については、添乗員が対応可能な場合は、現地ガイドが帯同しないことも可とする。

[専用車]

- ① 令和元年11月5日（火）：
マドリード空港 → 宿泊先（想定時間1時間）
- ② 令和元年11月6日（水）：
宿泊先 → マドリード市内 → マドリード空港（想定時間8時間）
サン・セバスティアン空港 → 宿泊先（想定時間1時間）

- ③ 令和元年 11 月 7 日（木）：
宿泊先 → バスク自治州内 → 宿泊先（想定時間 13 時間）
- ④ 令和元年 11 月 8 日（金）：
宿泊先 → バスク自治州内 → 宿泊先（想定時間 13 時間）
- ⑤ 令和元年 11 月 9 日（土）：
宿泊先 → ビルバオ空港（想定時間 1 時間）

※ カ（現地通訳）・キ（専用車及び現地ガイド）の延長料金及びキャンセル規定について：

三重県と現地訪問先との今後の調整状況により、現地通訳、専用車及び現地ガイドの手配時間等の変更を求める可能性があるが、その場合は変更契約の対象となる。上記を踏まえ、通訳、専用車及び現地ガイドそれぞれについて、時間単価及びキャンセル規定を明記すること。

[記載例]

・時間単価

「半日（4 時間）〇〇円、これを超える場合は 1 時間あたり△△円加算」等

・キャンセル規定

「〇日前まで：無料、〇日前から〇日前まで：手配額の△△%」等

ク モバイル WiFi ルーターの手配

スペイン滞在中、現地での移動の際などにもインターネットへの接続が可能となるよう、WiFi ルーター（4GLTE、容量無制限）及びモバイルバッテリー（充電済）を各 3 台手配すること。

ケ 経済団の旅行の手配

本ミッションに参加する経済関係者（10 名程度）の旅行（航空券、現地移動、宿泊先、食事等）について、必要分の手配をすること。経済関係者の行程管理のため、各種手配について、三重県と十分に協議すること。なお、経済団行程に同行する職員 2 名分（予定）の食事について、あわせて手配すること。ただし、経済関係者の航空券、現地移動、宿泊、食事に係る費用については、帰国後、受託者が各参加者に請求し徴収すること。

※ 経済関係者の参加募集については、三重県が別途行い、経済団の規模は 10 名程度を見込んでいるが、申込状況により変動することがある。また、参加者の一部については、途中離団や途中合流が生じる場合があるため、受注者はこれらの状況を確認し、必要な手配を行うこと。

※ 三重県が受け付けた参加申込みについては、受託者に随時その情報を提供するので、受託者は各参加者に対し、希望する手配の内容を確認の上、手配申込みや支払い等について直接調整すること。

コ 実施報告書の作成

本ミッション派遣事業の実施状況をまとめた報告書（様式任意）を作成し、三重県国際戦略課あて提出することとする。

なお、提出にあたっては、いずれも電子ファイル一式及び紙ベース 2 部を提出することとする。

[提出先]

三重県津市広明町 1 3 番地 三重県雇用経済部国際戦略課国際調整班

(5) 契約上限額

3, 5 4 8, 6 0 5 円（消費税及び地方消費税（税率 10%）を含む。）

課税対象の項目は、税率 10%で見積もること。

契約上限額を超える提案及び契約はできないものとする。

(6) 納品物

ア 委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載した「委託業務計画書」
（原則として A 4 版・両面印刷） 2 部（提出時期：委託業務着手時）

イ 2（4）コにかかる委託業務実施結果を記載した「委託業務報告書」
（原則として A 4 版・両面印刷） 2 部（提出時期：委託業務終了後）

ウ 2（4）ア～コにかかる成果物 各 2 部

エ 紙媒体以外による実施の場合は写真等履行が確認できるもの 2 部

オ その他 実施内容説明に必要と思われる資料 各 2 部

(7) 納入場所

三重県津市広明町 1 3 番地 三重県雇用経済部国際戦略課国際調整班

(8) 納入期限

令和元年 1 2 月 2 0 日（金）

(9) 業務実施上の条件

ア 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとする。

イ 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。

ウ 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。

エ 委託期間内において、月 1 回程度、必要に応じて三重県との業務内容打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

オ 委託業務を円滑に推進するための実施体制として、旅行会社の専門知識を有する職員（総合旅行業務取扱管理者）を配置するものとする。

カ 旅行商品の企画及び販売にあたっては、旅行業法等の法令を遵守するとともに、必要な運営管理を行うものとする。

(10) 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していたもの等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意すること。

(11) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがきるものとする。

(12) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ①断固として不当介入を拒否すること。
- ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③発注所属に報告すること。
- ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者がア②または③の義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。